

生徒手帳の改定

1 P51・P52の改定

改定前	改定後
<p>①校則について（生徒心得 45 ページ参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・染色・脱色・パーマ・エクステンション等の禁止</li> <li>髪型については、モヒカン（段差がある髪型）</li> <li>・男子の長髪（前髪，襟足）・ライン・編み込み等の禁止（<u>高校生らしい髪型で，誰が見てもおかしくない髪型で学校生活を送ること。</u>）</li> <li>・化粧・ピアス・パーマ・マニキュア・カラーコンタクト・その他のアクセサリ類の禁止</li> <li>・常に制服を正しく着用すること（ネクタイ・リボン・校章・指定ワイシャツ・ブラウス等）</li> <li>（ワイシャツ・ブラウスのボタンは上まで閉め，ネクタイ・リボン等は首元まで上げる。）</li> <li>※上記の校則に繰り返し違反をする者は，特別指導の対象となります。</li> </ul> <p>②携帯電話・インターネットを使用した非社会的行為（出会い系サイトへのアクセス等）に関わらないこと</p> <p>③携帯電話等は授業中に使用しないこと（電源を切りカバンにしまう）</p> <p>④貴重品の管理を徹底すること。自分の持ち物には必ず記名すること（盗難防止）</p> <p style="text-align: center;">50</p> <p>ここに挙げた内容は，一人ひとりがしっかりとルールを守り，安全で充実した学校生活を過ごすためのものです。小田原東高校の生徒として，誇りと規律ある学校生活を送ってください。</p> <p style="text-align: center;">51</p>	<p>①校則について（生徒心得 45 ページ参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・染色・脱色・パーマ・エクステンション等の禁止</li> <li>髪型については，モヒカン（段差がある髪型）</li> <li>・ライン・編み込み等の禁止（いつでも就職・進学のための試験を受けに行ける髪型で学校生活を送ること。）</li> <li>・化粧・ピアス・パーマ・マニキュア・カラーコンタクト・その他のアクセサリ類の禁止</li> <li>・常に制服を正しく着用すること（ネクタイ・リボン・校章・指定ワイシャツ・ブラウス等）</li> <li>（ワイシャツ・ブラウスのボタンは上まで閉め，ネクタイ・リボン等は首元まで上げる。）</li> <li>※上記の校則に繰り返し違反をする者は，特別指導の対象となります。</li> </ul> <p>②携帯電話・インターネットを使用した非社会的行為（出会い系サイトへのアクセス等）に関わらないこと</p> <p>③携帯電話等は授業中に使用しないこと（電源を切りカバンにしまう）</p> <p>④貴重品の管理を徹底すること。自分の持ち物には必ず記名すること（盗難防止）</p> <p style="text-align: center;">50</p> <p>ここに挙げた内容は，一人ひとりがしっかりとルールを守り，安全で充実した学校生活を過ごすためのものです。小田原東高校の生徒として，誇りと規律ある学校生活を送ってください。</p> <p style="text-align: center;">51</p>

2 一覧表（生徒手帳P55）の改定

改定前		改定後	
〈服装規定〉		〈服装規定〉	
*基本姿勢 高校生らしい服装をし、以下の規定を遵守すること。		*基本姿勢 高校生らしい服装をし、以下の規定を遵守すること。	
	男子	女子	
上衣	改造は認めない		項目
スラックス	改造は認めない		内容
スカート	なし	改造及び折り曲げは認めない。	上衣
ワイシャツ	夏服は5/1～10/31に着用する。ただし前後5/1～6/10と9/20～10/31を移行期間とする。裾は、夏服・冬服を問わず、スラックス・スカートの中にしまうこと。		改造は認めない
ブラウス	夏服は5/1～10/31に着用する。ただし前後5/1～6/10と9/20～10/31を移行期間とする。裾は、夏服・冬服を問わず、スラックス・スカートの中にしまうこと。		スラックス
ネクタイ・リボン	冬期（11/1～4/30）に着用する。ただし移行期間（5/1～6/10・9/20～10/31）は、この限りではない。		改造及び折り曲げは認めない。
クロスタイ	冬期（11/1～4/30）に着用する。ただし移行期間（5/1～6/10・9/20～10/31）は、この限りではない。		ワイシャツ
校章	上着の左胸に付ける。（夏期不要）		ブラウス
コート類	1 原則として授業中はコート、マフラーの着用は認めない。 2 寒冷期は学校指定の中間服を制服の下に着用することができる。 3 派手な色・型のもの認めない。		ネクタイ
上履	学年別に色分けされた所定の上履を用いる。		リボン
髪型	染色・脱色・パーマ・エクステンション等を認めない。		冬期
その他	1 化粧・アクセサリー等は認めない。 2 <u>冬服の期間中、校内において上着を脱いで学校指定のセーターで過ごしてもよい。ただし、この場合もネクタイ、リボンは着用する。</u> 3 やむを得ない理由によって服装規定を守れない場合は、異装を学級担任に申し出て許可を得ること。 4 <u>5月1日～10月31日において、気温の低い場合は学校指定のセーターを</u>		冬期（11/1～4/30）に着用する。ただし移行期間（5/1～6/10・9/20～10/31）は、この限りではない。
			校章
			上着の左胸に付ける。（夏期不要）
			コート類
			1 原則として授業中はコート、マフラーの着用は認めない。 2 寒冷期は学校指定のセーターとベストを制服の下に着用することができる。 3 派手な色・型のもの認めない。
			上履
			学年別に色分けされた所定の上履を用いる。氏名のみ指定された場所へ記入。
			髪型
			染色・脱色・パーマ・エクステンション等を認めない。
			学校指定のセーター・ベスト
			1 冬服の期間中、校内において上着を脱いで学校指定のセーターとベストで過ごしてもよい。ただし、この場合もネクタイ、リボンは着用する。 2 5月1日～10月31日において、気温の低い場合は学校指定のセーターとベストを学校内外において着用することができる。 11/1～4/30の登下校については上

	<u>学校内外において着用することができる。</u> <u>5 中間服は学校指定のセーターのみ着用が認められる。(中間服としての市販のセーター等は認めない。)</u>	着を着用する。 3 学校指定のセーターとベストのみ着用が認められる。(市販のセーター等は認めない。) 4 改造は認めない。
55		その他 1 化粧・アクセサリー等は認めない。 2 やむを得ない理由によって服装規定を守れない場合は、異装を学級担任に申し出て許可を得ること。 3 上着の外に着用するコート型のフードパーカーは認めるが、上着の中に着るパーカー及びトレーナーの着用を禁止する。
55		55

### 3 新しい追加項目

#### 追加項目〈準服装規定〉

項目	内容
ポロシャツ	1 改造は認めない。 2 5月1日～10月31日の期間に、学校指定のポロシャツを学校内外において着用することができる。 3 体育着や部活動及びその他の運動着としては認めない。 4 準服装規定のため就職及び進学先の見学や面接、式典や始業式、終業式に着用できない。 5 上着、ベスト、セーターの下に着用することは禁止とし、ポロシャツのみ着用する。

4 P55 改定された表

〈服装規定〉

\*基本姿勢

高校生らしい服装をし、以下の規定を遵守すること。

項目	内容
上衣	改造は認めない
スラックス	改造は認めない
スカート	改造及び折り曲げは認めない。
ワイシャツ ブラウス	夏服は5/1～10/31に着用する。ただし前後5/1～6/10と9/20～10/31を移行期間とする。裾は、夏服・冬服を問わず、スラックス・スカートの中にしまうこと。
ネクタイ・ リボン	冬期(11/1～4/30)に着用する。 ただし移行期間(5/1～6/10・9/20～10/31)は、この限りではない。
校章	上着の左胸に付ける。(夏期不要)
コート類	1 原則として授業中はコート、マフラーの着用は認めない。 2 寒冷期は学校指定のセーターとベストを制服の下に着用することができる。 3 派手な色・型のもの認めない。
上履	学年別に色分けされた所定の上履を用いる。氏名のみ指定された場所へ記入。
髪型	染色・脱色・パーマ・エクステンション等を認めない。
学校指定の セーター・ ベスト	1 冬服の期間中、校内において上着を脱いで学校指定のセーターとベストで過ごしてもよい。ただし、この場合もネクタイ、リボンは着用する。 2 5月1日～10月31日において、気温の低い場合は学校指定のセーターとベストを学校内外において着用することができる。 11/1～4/30の登下校については上着を着用する。 3 学校指定のセーターとベストのみ着用が認められる。(市販のセーター等は認めない。) 4 改造は認めない。
その他	1 化粧・アクセサリ等は認めない。 2 やむを得ない理由によって服装規定を守れない場合は、異装を学級担任に申し出て許可を得ること。 3 上着の外に着用するコート型のフードパーカーは認めるが、上着の中に着るパーカー及びトレーナーの着用を禁止する。

追加項目〈準服装規定〉

項目	内容
ポロシャツ	1 改造は認めない。 2 5月1日～10月31日の期間に、学校指定のポロシャツを学校内外において着用することができる。 3 体育着や部活動及びその他の運動着としては認めない。 4 準服装規定のため就職及び進学先の見学や面接、式典や始業式、終業式に着用できない。 5 上着、ベスト、セーターの下に着用することは禁止とし、ポロシャツのみ着用する。

## 学校感染症に関わる出席停止

校長は、学校保健安全法に基づき、感染症の予防をはかるため出席停止をさせる場合があります。(学校保健安全法第19条)

## ①学校感染症の種類

	改定前	改定後
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、SARS、ポリオ、鳥インフルエンザ(H5N1)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、SARS、ポリオ、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型コロナウイルス
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、風しん、流行性耳下腺炎、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎	インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、風しん、流行性耳下腺炎、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症